

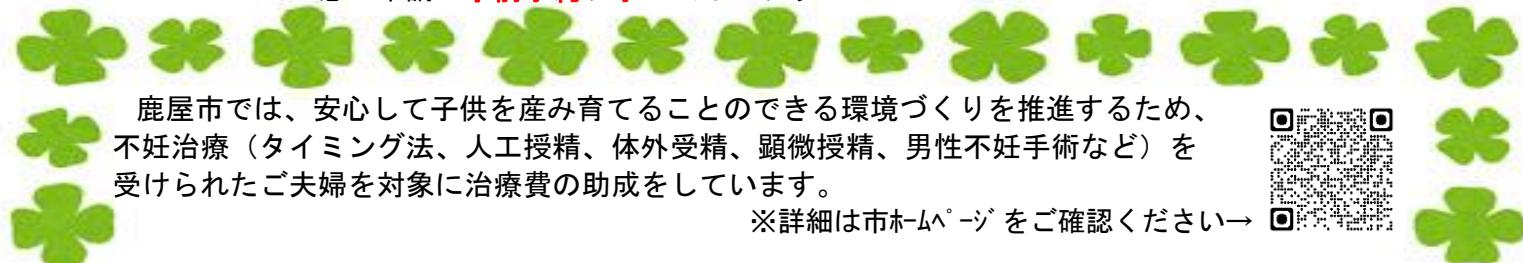


## 令和7年度 鹿屋市不妊治療費助成事業のお知らせ

※令和8年1月から窓口申請は事前予約制となります。



窓口申請を希望の方は、スムーズなご案内のため、事前予約をお願いしております。  
←窓口申請の事前予約フォームはコチラ



鹿屋市では、安心して子供を産み育てることのできる環境づくりを推進するため、  
不妊治療（タイミング法、人工授精、体外受精、顕微授精、男性不妊手術など）を受けられたご夫婦を対象に治療費の助成をしています。

※詳細は市ホームページをご確認ください→



### 【対象者】次の要件をすべて満たしているご夫婦が対象となります。

- 国内の医療機関で不妊治療を受けた、婚姻をしている夫婦（事実婚関係の夫婦も含みます。）
- 夫又は妻のいずれか一方若しくは両方が、鹿屋市に1年以上住所を有している夫婦
- 治療を受けている者が鹿屋市住民基本台帳に記録されていること
- 市税を滞納していない夫婦

### 【対象となる治療】令和4年4月1日以降に治療を開始した次の不妊治療が対象となります。

- 生殖補助医療・一般不妊治療・男性不妊治療に要する自己負担額  
(保険適用の治療、保険適用外の治療どちらも対象となります。)
- ※夫婦以外の第三者の精子・卵子等を用いた治療や代理母及び借り腹によるものは対象外です。

### 【助成額及び期間】

- 対象となる治療費から高額療養費や付加給付など加入している健康保険から給付される額を除いた自己負担額に助成します。
- ※助成金の申請は、1回の治療が終了した日から1年以内とします。

治療内容	上限金額
保険適用の不妊治療	10万円
保険適用外（自費診療）を含む不妊治療	20万円

★治療を受けられた方お一人につき、1年度あたり20万円が上限となります。

### 【助成回数】令和4年4月以降の治療の申請から助成回数を通算します。

- 通算して5年間助成します。
- ※申請は原則1年度あたり1回ですが、上限に満たない場合は2回まで申請できます。
- ※他の市町村から既に助成を受けている場合は、助成回数（通算5年の回数）に合算します。

### 【申請方法】原則、電子申請になります。

- マイナンバーカードが必要です。署名用電子証明書暗証番号をご確認ください。
- ※詳細は市ホームページをご確認ください。

電子申請はコチラ→





## 【申請に必要なもの】

必要書類名
① 鹿屋市不妊治療助成事業申請書兼請求書（第1号様式）
② 鹿屋市不妊治療助成事業受診等証明書（第2号様式）
③ 治療に要した領収書及び診療明細書等（文書料も含む）
④ 夫婦であること及び住所の確認ができる書類（住民票）
⑤ 市税の滞納がないことが確認できる書類（納税証明書等）
⑥ 申請者（治療者）の通帳のコピー及び印鑑

### 【留意事項】

- ◇電子申請の際、領収書・診療明細書は同一日2枚1組でアップロードしてください。
- ◇窓口申請の場合、領収書及び診療明細書を整理してお持ちください。  
受診等証明書（第2号様式）と領収書の合計金額があっているか、事前にご確認ください  
(原本提出ができない場合は、写しを提出してください)
- ◇必要書類が全てそろっていない場合は、申請を受理できない場合があります。
- ◇書類確認に時間を要しますので、十分時間に余裕をもって申請してください。

### 【よくあるご質問 FAQ】

- Q 1 1回の治療終了日はいつになりますか？  
A 1 妊娠の有無の判定日になります。
- Q 2 一般不妊治療を複数回受けていますが、申請はいつ頃がいいですか？  
A 2 原則1回の治療終了ごとに申請をしていただいているが、タイミング法などの一般不妊治療は、まとめて申請ができます。その場合、初回治療終了日から1年以内に申請をしてください。
- Q 3 生殖補助医療を受けましたが、申請はいつ頃がいいですか？  
A 3 1回の治療終了ごとに申請をしてください。ただし、高額療養費や高額付加給付金の対象となることがありますので、加入している医療保険者へ付与の有無を事前に確認してから申請してください。
- Q 4 令和7年度中に不妊治療費助成（上限額20万円）を受けました。その後も引き続き、治療を受けていますが、助成は受けられないのでしょうか？  
A 4 令和7年度中に上限額20万円の助成を受けているため、今年度の申請はできませんが、治療終了後1年内（一般不妊治療の場合は初回治療終了後）であれば、令和8年度に令和7年度中の治療費分を申請することができます。  
※具体例をHPに掲載していますので、ご確認ください。
- Q 5 令和7年度中に不妊治療費助成を受けましたが、上限額に満たなかったため残額があります。その後も引き続き、治療を受けていますが、残額分を申請することはできますか？  
A 5 残額分の申請は可能です。その場合、令和7年度中（令和8年3月31日まで）に申請する必要がありますので、ご注意ください。  
※具体例をHPに掲載していますので、ご確認ください。
- Q 6 凍結胚移植は助成の対象ですか？  
A 6 助成対象です。
- Q 7 採卵はしましたが、医師の判断で胚移植はしていない場合は助成の対象ですか？  
A 7 助成対象です。
- Q 8 診療明細書を無くした場合はどうしたらいいですか？  
A 8 受診した医療機関にて再交付をお願いします。

その他、ご不明点などございましたら下記の問合せ先までご連絡ください。

【問合せ先】 鹿屋市 健康増進課（鹿屋市保健相談センター）電話：0994-41-2110

